

札幌市都市景観条例（平成 19 年条例第 54 号）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p><u>札幌市都市景観条例</u></p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 11 条）</p> <p>第 2 章 景観計画（第 12 条—第 15 条）</p> <p>第 3 章 行為の届出等</p> <p> 第 1 節 事前協議（<u>第 16 条</u>）</p> <p> 第 2 節 景観法に基づく行為の届出等（第 17 条—第 23 条）</p> <p> 第 3 節 建築物等の除却等の届出（第 24 条—第 27 条）</p> <p> 第 4 節 公表（第 28 条）</p> <p>第 4 章 景観重要建造物等</p> <p> 第 1 節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第 29 条—第 35 条）</p> <p> 第 2 節 札幌景観資産の指定等（第 36 条—第 41 条）</p> <p> <u>第 3 節 景観重要建造物等に配慮した都市景観形成（第 42 条）</u></p> <p>第 5 章 <u>表彰、助成等（第 43 条・第 44 条）</u></p> <p>第 6 章 <u>都市景観審議会（第 45 条）</u></p> <p>第 7 章 <u>雑則（第 46 条）</u></p> <p>附則</p> | <p><u>札幌市景観条例</u></p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 11 条）</p> <p>第 2 章 景観計画（第 12 条—第 15 条）</p> <p>第 3 章 行為の届出等</p> <p> 第 1 節 事前協議（<u>第 16 条—第 16 条の 5</u>）</p> <p> 第 2 節 景観法に基づく行為の届出等（第 17 条—第 23 条）</p> <p> 第 3 節 建築物等の除却等の届出（第 24 条—第 27 条）</p> <p> 第 4 節 公表（第 28 条）</p> <p>第 4 章 景観重要建造物等</p> <p> 第 1 節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第 29 条—第 35 条）</p> <p> 第 2 節 札幌景観資産の指定等（第 36 条—第 41 条）</p> <p> <u>第 3 節 活用促進景観資源の登録等（第 41 条の 2—第 41 条の 5）</u></p> <p> <u>第 4 節 景観重要建造物等に配慮した景観形成（第 42 条）</u></p> <p>第 5 章 <u>地域ごとの景観まちづくりの推進</u></p> <p> <u>第 1 節 景観まちづくり指針等（第 42 条の 2—第 42 条の 13）</u></p> <p> <u>第 2 節 地域景観まちづくり団体（第 42 条の 14・第 42 条の 15）</u></p> <p>第 6 章 <u>表彰、助成等（第 43 条・第 44 条）</u></p> <p>第 7 章 <u>景観審議会（第 45 条）</u></p> <p>第 8 章 <u>雑則（第 46 条）</u></p> <p>附則</p> | <p>題名の改正</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> |

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制、景観重要建造物等の指定等に関し必要な事項を定めるとともに、都市景観の形成に関し施策の基本的事項その他必要な事項を定めることにより、札幌らしい個性的で魅力的な都市景観の形成を推進し、もって快適な都市環境の創造と市民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観の形成 良好な都市景観の保全、育成及び創造をいう。
- (2)・(3) (省略)

(基本理念)

第3条 本市は、鮮明な四季の移ろい、豊かな自然環境、北国の風土の中で積み重ねられた歴史や文化といった本市固有の景観特性を活かし、透明感と輝きをもった美しい北の都市の景観を創出するとともに、これを市民共通のかけがえのない財産として、愛着と誇りをもって次世代へ継承するものとする。

2 都市景観の形成は、市、市民及び事業者が、都市景観の形成の主体としてそれぞれ担うべき役割を認識し、相互に協力・連携することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制、景観重要建造物等の指定等に関し必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関し施策の基本的事項その他必要な事項を定めることにより、札幌らしい個性的で魅力的な景観の形成を推進し、もって快適な都市環境の創造と市民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 景観の保全、育成及び創造をいう。
- (2)・(3) (現行のとおり)

(基本理念)

第3条 本市は、積雪寒冷という北の風土の中で、人々の日々の暮らしにより培われた歴史や文化・産業、豊かな自然が都市と近接しているという特徴等をいかし、自然や都市はもとより人の暮らしといった景観を構成する要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つ美しい札幌の景観を、市民及び事業者と協力して創り上げていくとともに、これを市民共通のかけがえのない財産として、愛着と誇りをもって次世代へ継承するものとする。

2 良好な景観の形成は、市、市民及び事業者が、良好な景観の形成の主体としてそれぞれ担うべき役割を認識し、相互に協力・連携することにより推進されなければならない。

(市の責務)

都市 削除・規定整備

都市 削除・規定整備

新たな景観計画の目的等を反映する。

都市 削除・規定整備

第4条 市は、都市景観の形成を推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

2 市は、都市景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見等が反映されるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、自ら都市景観の形成に配慮するよう努めるとともに、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第6条 (省略)

(都市景観基本計画)

第7条 市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観基本計画を策定するものとする。

2 市長は、都市景観基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ札幌市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、都市景観基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、都市景観基本計画の変更について準用する。

(先導的役割)

第8条 市は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合には、都市景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

第4条 市は、良好な景観の形成を推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

2 市は、良好な景観の形成に関する施策の策定に当たっては市民及び事業者の意見等が反映されるよう努めるものとし、当該施策の実施に当たってはこれらの者と協働で行うよう努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、自ら良好な景観の形成に配慮するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第6条 (現行のとおり)

第7条 削除

(先導的役割)

第8条 市は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合には、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

都市 削除・規定整備

新たな景観計画の目的を明確に記載する。

都市 削除・規定整備

景観基本計画を新たな景観計画に統合するため、削除とする。

都市 削除・規定整備

(国等に対する協力の要請)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、都市景観の形成について協力を要請するものとする。

(知識の普及等)

第10条 市長は、市民及び事業者の都市景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(諸制度の活用)

第11条 市長は、都市景観の形成を推進するため、法に定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法（昭和48年法律第72号）等に基づく諸制度の活用を図るよう努めるものとする。

第2章 景観計画

(景観計画)

第12条 市長は、都市景観基本計画に即して景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画において、次に掲げるもののうち、必要なものを定めるものとする。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる事項
- (2) 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）内で特に良好な景観の形成を図る必要がある区域

(3) 第24条第1項の規定による届出を要する行為ごとの良好な景観

(国等に対する協力の要請)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

(知識の普及等)

第10条 市長は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(諸制度の活用)

第11条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、法に定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法（昭和48年法律第72号）等に基づく諸制度の活用を図るよう努めるものとする。

第2章 景観計画

(景観計画)

(第1項を削る。)

第12条 市長は、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）において、次に掲げるもののうち、必要なものを定めるものとする。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる事項
- (2) 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）内で特に良好な景観の形成を図る必要がある区域（以下「景観計画重点区域」という。）

(3) 法第8条第3項に規定する良好な景観の形成に関する方針

(4) 第24条第1項の規定による届出を要する行為ごとの良好な景観

都市 削除・規定整備

都市 削除・規定整備

都市 削除・規定整備

景観基本計画の廃止に伴う改正

規定整備

規定整備

以下号を繰り下げる。

の形成のための基準

(4) 第 36 条第 1 項に規定する札幌景観資産の指定の方針

(5) その他市長が必要と認める事項

3 前項第 2 号に規定する特に良好な景観の形成を図る必要がある区域（以下「景観計画重点区域」という。）における法第 8 条第 2 項第 2 号の良好な景観の形成に関する方針及び同項第 3 号の行為の制限に関する事項並びに前項第 3 号に規定する良好な景観の形成のための基準（以下「都市景観形成基準」という。）は、当該区域ごとに定めるものとする。

（策定の手続）

第 13 条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第 9 条の規定によるほか、あらかじめ、広く市民等の意見を求めるとともに、札幌市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（計画提案をすることができる団体）

第 14 条 法第 11 条第 2 項の条例で定める団体は、良好な都市景観の形成を推進する活動を行うことを目的とする団体として規則で定める団体とする。

（計画提案があったときの札幌市都市景観審議会への付議）

第 15 条 市長は、法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定による提案があったときは、あらかじめ、札幌市都市景観審議会に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出して、意見を聴かなければならない。

第 3 章 行為の届出等

第 1 節 事前協議

の形成のための基準

(5) 第 36 条第 1 項に規定する札幌景観資産の指定の方針

(6) その他市長が必要と認める事項

2 景観計画重点区域における法第 8 条第 2 項第 2 号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第 3 項の良好な景観の形成に関する方針並びに前項第 4 号に規定する良好な景観の形成のための基準（以下「都市景観形成基準」という。）は、当該区域ごとに定めるものとする。

（策定の手続）

第 13 条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第 9 条の規定によるほか、あらかじめ、広く市民等の意見を求めるとともに、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（計画提案をすることができる団体）

第 14 条 法第 11 条第 2 項の条例で定める団体は、良好な景観の形成を推進する活動を行うことを目的とする団体として規則で定める団体とする。

（計画提案があったときの景観審議会への付議）

第 15 条 市長は、法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定による提案があったときは、あらかじめ、札幌市景観審議会に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出して、意見を聴かなければならない。

第 3 章 行為の届出等

第 1 節 事前協議

規定整備

審議会の名称変更

都市 削除・規定整備

審議会の名称変更

(事前協議)

第 16 条 (省略)

(事前協議)

第 16 条 (現行のとおり)

(景観審議会の関与による事前協議)

第 16 条の 2 景観計画区域内において、法第 16 条第 1 項の規定による届出又は同条第 5 項後段の規定による通知が必要な行為のうち、次に掲げるもの(景観法施行令(平成 16 年政令第 398 号)第 12 条に規定する工事を除く。)を行おうとする者は、当該行為に着手する日の 180 日前(第 1 号から第 7 号までに掲げる行為のうち、都市計画(都市計画法第 4 条第 1 項に規定する都市計画をいう。以下同じ。)の決定又は変更が必要な行為にあっては、当該行為に係る都市計画の案を市が同法第 19 条第 2 項の規定により札幌市都市計画審議会に付議する前及び当該行為に着手する日の 180 日前)までに良好な景観の形成に関する事項について、市長に協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号の高度利用地区(第 22 条第 1 号において「高度利用地区」という。)の区域内における建築物(当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域(同項第 1 号の「用途地域」をいう。以下この項において同じ。))に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第 59 条第 4 項の規定による許可に係るものに限る。第 22 条第 1 号において同じ。)の新築又は増築

(2) 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の特定街区(第 22 条第 2 号において「特定街区」という。)の区域内における建築物(当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第 56 条若しくは第 56 条の 2 若しくは札幌圏都市計画高度地区(市長が同項の規定により定める同項第 3 号の高度地区をいう。以下同じ。)に係

景観審議会の関与による事前協議の制度を追加する。

る計画書（都市計画法第 14 条第 1 項に規定する計画書をいう。）に基づき市長が定める高度地区規定書（以下この項において「高度地区規定書」という。）の規定による高さの制限を超えるものに限る。第 22 条第 2 号において同じ。）の新築又は増築

(3) 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の 2 の都市再生特別地区（第 22 条第 3 号において「都市再生特別地区」という。）の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第 56 条若しくは第 56 条の 2 若しくは高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。第 22 条第 3 号において同じ。）の新築又は増築

(4) 地区計画等（都市計画法第 12 条の 4 第 1 項各号に掲げる計画をいう。第 22 条第 4 号において同じ。）の区域内における建築物（高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。同号において同じ。）の新築又は増築

(5) 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の再開発等促進区（第 22 条第 5 号において「再開発等促進区」という。）の区域内における建築物（建築基準法第 68 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。同号において同じ。）の新築又は増築

(6) 都市計画法第 12 条の 8 の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定による許可に係るものに限る。第 22 条第 6 号において同じ。）の新築又は増築

(7) 都市計画法第 12 条の 10 の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物（建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 2 項の規定による認定に係るものに限る。第 22 条第 7 号におい

て同じ。)の新築又は増築

(8) 景観重要建造物 (法第 19 条第 1 項に規定する景観重要建造物をいう。以下同じ。) 又は第 36 条第 1 項の規定により同項の札幌景観資産として指定した建築物 (以下この号においてこれらを「指定景観重要建造物」という。) の敷地境界線 (当該指定景観重要建造物の敷地境界線が前面道路に接する場合には、当該指定景観重要建造物の敷地境界線のうち前面道路に接する部分、その両端から当該道路の反対側の境界線に延ばした各垂線及び当該道路の道路中心線 (当該指定景観重要建造物の敷地が道路のみに接しているときは、当該指定景観重要建造物の敷地境界線及び当該道路の道路中心線) により区画された道路の部分が、当該指定景観重要建造物の敷地に含まれるものとみなした場合における当該指定景観重要建造物の敷地境界線) からの水平距離が 10 メートル未満の範囲内にある敷地における建築物の新築又は増築

(9) 景観計画重点区域内における高さが 60 メートルを超える建築物又は延べ面積 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。) が 10,000 平方メートルを超える建築物の新築又は増築

(10) 札幌市立地適正化計画 (市長が都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 81 条第 1 項の規定により定める計画をいう。以下同じ。) に記載する都市機能誘導区域 (同条第 2 項第 3 号の都市機能誘導区域をいう。次号において同じ。) のうち同計画において定める都心に係る部分 (以下「都心に係る都市機能誘導区域」という。) の区域内において、高さが 60 メートルを超え、かつ、延べ面積が 10,000 平方メートルを超える建築物の新築又は増築

(11) 札幌市立地適正化計画において定める都市機能誘導区域のうち都心に係る都市機能誘導区域以外の部分 (以下「都心以外に係る都市機能誘導区域」という。) の区域内において、延べ面積が 10,000

平方メートルを超える建築物の新築又は増築

(12) 高さが 100 メートルを超える工作物（規則で定めるものを除く。）

の新設又は外観の過半にわたる色彩の変更

(13) 橋長が 100 メートルを超える橋りょう（高架道路又は高架鉄道と
一体となってその効用を全うするものを除く。）で河川に架かるも
のの新設又は改築

(14) その他市長が必要と認める行為

2 前項の規定による協議を行おうとする者は、市長に対し、書面によ
り協議の申出をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による申出があったときは、協議に応じ、速や
かに必要な助言をするものとする。

4 市長は、前項の規定による助言をしようとするときは、あらかじめ、
札幌市景観審議会の意見を聴かななければならない。

（助言に関する意見等）

第 16 条の 3 市長は、前条第 3 項の規定により助言をするときは、その
相手方に対し、当該助言に関する意見を求めることができる。

2 市長から前項の規定により助言に関する意見を求められた者は、当
該助言を受けた日から 30 日以内に意見を提出しなければならない。

3 市長は前項の規定による意見の提出があった場合において、必要が
あると認めるときは、再度、助言をすることができる。

4 前条第 4 項並びに第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の規定により助
言をする場合について準用する。

（公表）

第 16 条の 4 市長は、第 16 条の 2 第 3 項又は前条第 3 項の規定による
助言を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、
市長は、個人の生命、身体、財産その他の利益の保護の観点からやむ

を得ない事情があると認めた場合は、当該事項の全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 助言の相手方の氏名及び住所

(2) 助言に係る建築物に関する設計者の氏名及び住所

(3) 助言に係る行為の場所

(4) 助言に係る行為の概要

(5) 助言の内容

(6) 前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により提出された意見の内容

(7) その他市長が必要と認めるもの

(勧告)

第16条の5 市長は、第16条の2第1項の規定による協議を行わなかった者に対し、当該協議を行うよう勧告することができる。

第2節 景観法に基づく行為の届出等

第17条 （現行のとおり）

（景観計画区域内における行為の届出）

第18条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観計画重点区域内における景観法施行令第4条第1号及び第2号に掲げる行為とする。

2～4 （現行のとおり）

第19条 （現行のとおり）

（勧告の手続等）

第20条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする

第2節 景観法に基づく行為の届出等

第17条 （省略）

（景観計画区域内における行為の届出）

第18条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観計画重点区域内における景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第1号及び第2号に掲げる行為とする。

2～4 （省略）

第19条 （省略）

（勧告の手続等）

規定整備

第20条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、札幌市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第21条 (省略)

(特定届出対象行為)

第22条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、次の各号に掲げる景観計画区域内における当該各号に定める建築物等（工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物を除く。）の新築（工作物にあつては新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更とする。

(1) 景観計画重点区域以外の景観計画区域 別表景観計画重点区域以外の景観計画区域の項第6号から第16号までに規定する建築物等

(2) 景観計画重点区域 別表景観計画重点区域以外の景観計画区域の項第6号、第7号及び第9号から第16号までに規定する建築物等

(変更命令等の手続)

第23条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、札幌市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3節 建築物等の除却等の届出

(建築物等の除却等の届出)

きは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第21条 (現行のとおり)

(特定届出対象行為)

第22条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

(1) 高度利用地区の区域内における建築物の建築等（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更をいう。以下同じ。）

(2) 特定街区の区域内における建築物の建築等

(3) 都市再生特別地区の区域内における建築物の建築等

(4) 地区計画等の区域内における建築物の建築等

(5) 再開発等促進区の区域内における建築物の建築等

(6) 都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物の建築等

(7) 都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物の建築等

(変更命令等の手続)

第23条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3節 建築物等の除却等の届出

(建築物等の除却等の届出)

第24条 景観計画重点区域内において、次に掲げる行為を行おうとする

審議会の名称変更

特定届出対象行為の再整理をする。

審議会の名称変更

第24条 景観計画重点区域内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の除却
- (2) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転
- (3) その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2・3 (省略)

(都市景観形成基準との適合)

第25条 景観計画重点区域内において、前条第1項各号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為が当該区域に係る都市景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

第26条 (省略)

(助言、指導及び勧告)

第27条 市長は、第24条第1項及び第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が当該区域に係る都市景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、第24条第1項及び第2項の規定による届出を行わなければならない者が当該届出をせずに当該届出を行うべき行為に着手したと認めるときは、当該届出を行わなければならない者に対し、当該届出をすべきことを勧告することができる。

3 第1項の規定による助言、指導又は勧告は、届出のあった日から30日以内にしなければならない。

者は、当該行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の除却
- (2) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転
- (3) その他良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2・3 (現行のとおり)

(都市景観形成基準との適合)

第25条 景観計画重点区域内において、前条第1項各号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為を当該区域に係る都市景観形成基準に適合させなければならない。

第26条 (現行のとおり)

(助言、指導及び勧告)

第27条 市長は、第24条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が当該区域に係る都市景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、第24条第1項又は第2項の規定による届出を行わなければならない者が当該届出をせずに当該届出を行うべき行為に着手したと認めるときは、当該届出を行わなければならない者に対し、当該届出をすべきことを勧告することができる。

3 第1項の規定による助言、指導又は勧告は、届出のあった日から30日以内にしなければならない。

4 市長は、第1項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ

都市 削除・規定整備

努力規定を義務付けの規定に変更する。

規定整備

規定整備

4 市長は、第1項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、札幌市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第4節 公表

(公表)

第28条 市長は、法第16条第3項又は前条第1項若しくは第2項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 (省略)

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により聴取した意見の要旨(前項ただし書に規定する場合にあっては、意見を聴取できなかった具体的な理由)を記載した書面を札幌市都市景観審議会に提出しなければならない。

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(景観重要建造物の指定の手続)

第29条 市長は、景観重要建造物(法第19条第1項に規定する景観重要建造物をいう。以下同じ。)の指定をしようとするときは、同条第2項の規定によるほか、あらかじめ、札幌市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第30条 (省略)

(景観重要樹木の指定の手続)

め、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第4節 公表

(公表)

第28条 市長は、法第16条第3項又は第16条の5若しくは前条第1項若しくは第2項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 (現行のとおり)

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により聴取した意見の要旨(前項ただし書に規定する場合にあっては、意見を聴取できなかった具体的な理由)を記載した書面を札幌市景観審議会に提出しなければならない。

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(景観重要建造物の指定の手続)

第29条 市長は、景観重要建造物の指定をしようとするときは、法第19条第2項の規定によるほか、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第30条 (現行のとおり)

(景観重要樹木の指定の手続)

第31条 市長は、景観重要樹木(法第28条第1項に規定する景観重要

審議会の名称変更

協議申出を行わなかった者を追加する。

審議会の名称変更

規定整備

審議会の名称変更

第 31 条 市長は、景観重要樹木（法第 28 条第 1 項に規定する景観重要樹木をいう。以下同じ。）の指定をしようとするときは、同条第 2 項の規定によるほか、あらかじめ、札幌市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第 32 条 （省略）

（景観重要建造物等の原状回復命令等の手続）

第 33 条 市長は、法第 23 条第 1 項（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、札幌市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（管理に関する命令及び勧告の手続）

第 34 条 市長は、法第 26 条又は法第 34 条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、札幌市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物等の指定の解除の手続）

第 35 条 市長は、法第 27 条第 2 項の規定により景観重要建造物の指定を解除し、又は法第 35 条第 2 項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、札幌市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第 2 節 札幌景観資産の指定等

（札幌景観資産の指定）

第 36 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する建築物等（景観重要建造物及び法第 19 条第 3 項に規定する建造物を除く。）、樹木（景

観重要樹木をいう。以下同じ。）の指定をしようとするときは、同条第 2 項の規定によるほか、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

審議会の名称変更

第 32 条 （現行のとおり）

（景観重要建造物等の原状回復命令等の手続）

第 33 条 市長は、法第 23 条第 1 項（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

審議会の名称変更

（管理に関する命令及び勧告の手続）

第 34 条 市長は、法第 26 条又は法第 34 条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

審議会の名称変更

（景観重要建造物等の指定の解除の手続）

第 35 条 市長は、法第 27 条第 2 項の規定により景観重要建造物の指定を解除し、又は法第 35 条第 2 項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

審議会の名称変更

第 2 節 札幌景観資産の指定等

（札幌景観資産の指定）

第 36 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する建築物等（景観重要建造物及び法第 19 条第 3 項に規定する建造物を除く。）、樹木（景観重要樹木及び法第 28 条第 3 項に規定する樹木を除く。）その他の物

観重要樹木及び法第 28 条第 3 項に規定する樹木を除く。) その他の物であって、都市景観の形成上重要な価値があると認めるもの(以下この項において「資産」という。)を札幌景観資産として指定することができる。

- (1) 意匠、様式(樹木にあつては、樹容)等が良好な都市景観を特徴付けている資産
- (2) 地域の歴史を物語る象徴的な資産
- (3) 市民や観光客から親しまれている歴史的な資産
- (4) 将来の街づくりに生かされる可能性のある歴史的な資産
- (5) その他特に市長が都市景観の形成上重要な価値があると認める資産

2 市長は、札幌景観資産を指定しようとするときは、あらかじめ札幌市都市景観審議会の意見を聴くとともに、その所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3・4 (省略)

(札幌景観資産の指定の解除)

第 37 条 市長は、札幌景観資産が朽廃、滅失等により札幌景観資産としての価値を失ったときその他特別の理由があると認めるとき(次項に規定する場合を除く。)は、札幌市都市景観審議会の意見を聴いて、札幌景観資産の指定を解除することができる。

2・3 (省略)

第 38 条・第 39 条 (省略)

(助言及び指導)

第 40 条 市長は、前条の規定による届出があつた場合において、その

であつて、良好な景観の形成上重要な価値があると認めるもの(以下この項において「資産」という。)を札幌景観資産として指定することができる。

- (1) 意匠、様式(樹木にあつては、樹容)等が良好な景観を特徴付けている資産
- (2) 地域の歴史を物語る象徴的な資産
- (3) 市民や観光客から親しまれている資産
- (4) 将来の街づくりにいかされる可能性のある資産
- (5) その他特に市長が良好な景観の形成上重要な価値があると認める資産

2 市長は、札幌景観資産を指定しようとするときは、あらかじめ札幌市景観審議会の意見を聴くとともに、その所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3・4 (現行のとおり)

(札幌景観資産の指定の解除)

第 37 条 市長は、札幌景観資産が朽廃、滅失等により札幌景観資産としての価値を失ったときその他特別の理由があると認めるとき(次項に規定する場合を除く。)は、札幌市景観審議会の意見を聴いて、札幌景観資産の指定を解除することができる。

2・3 (現行のとおり)

第 38 条・第 39 条 (現行のとおり)

(助言及び指導)

第 40 条 市長は、前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為により札幌景観資産の良好な景観の形成上の価値が損

都市 削除・規定整備

「歴史的な」削除
規定整備・歴史的な削除
都市 削除・規定整備

審議会の名称変更

審議会の名称変更

届出に係る行為により札幌景観資産の都市景観の形成上の価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、その所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

第41条 (省略)

なわれるおそれがあると認めるときは、その所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

第41条 (現行のとおり)

第3節 活用促進景観資源の登録等

(活用促進景観資源の登録)

第41条の2 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木又は札幌景観資産以外のもので、次の各号のいずれかに該当し、良好な景観の形成上、価値があると認めるものを、活用促進景観資源として登録することができる。

- (1) 建築物
- (2) 建築物以外の工作物
- (3) 樹木
- (4) 前3号に掲げるものが一体を成している区域
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により活用促進景観資源を登録しようとするときは、その所有者等その他これに類する者(以下「資源所有者」という。)の同意を得なければならない。ただし、資源所有者が特定できない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により活用促進景観資源を登録しようとするときは、札幌市景観審議会に意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定により活用促進景観資源を登録したときは、市民及び事業者に広く周知するための措置を講ずるものとする。

(活用促進景観資源の提案)

第41条の3 市民又は事業者は、景観重要建造物、景観重要樹木又は札幌景観資産以外のもののうち、前条第1項各号に掲げるものであつ

都市 削除・規定整備

活用促進景観試練の登録の制度を追加する。

て、良好な景観の形成上、価値があると認めるものについて、市長に対し、活用促進景観資源として登録することを提案することができる。

2 市長は、前項の規定により提案がなされたものについて、活用促進景観資源として登録する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(活用促進景観資源の登録の通知)

第41条の4 市長は、第41条の2第1項の規定により活用促進景観資源を登録したときは、当該活用促進景観資源の資源所有者（当該登録が前条第1項の規定による提案によるものであるときは、当該資源所有者及び当該提案をした者）に通知しなければならない。ただし、資源所有者が特定できない場合は、この限りでない。

(活用促進景観資源の登録の取消し)

第41条の5 市長は、活用促進景観資源が朽廃、滅失等により活用促進景観資源としての価値を失ったと認めるとき、資源所有者から登録の取消しを求められたときその他特別の理由があると認めるとき（次項に規定する場合を除く。）は、活用促進景観資源の登録を取り消すことができる。

2 市長は、活用促進景観資源について、景観重要建造物、法第19条第3項に規定する建造物、景観重要樹木、法第28条第3項に規定する樹木又は札幌景観資産に該当するに至ったときは、活用促進景観資源の登録を取り消すものとする。

3 第41条の2第2項及び第3項並びに前条の規定は、前2項の規定による活用促進景観資源の登録の取消しについて準用する。

第4節 景観重要建造物等に配慮した景観形成

第3節 景観重要建造物等に配慮した都市景観形成

(景観重要建造物等への配慮)

第42条 市、市民及び事業者は、景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産との調和に配慮した都市景観の形成に努めるものとする。

(景観重要建造物等への配慮)

第42条 市、市民及び事業者は、景観重要建造物、景観重要樹木、札幌景観資産及び活用促進景観資源との調和に配慮した良好な景観の形成に努めるものとする。

第5章 地域ごとの景観まちづくりの推進

第1節 景観まちづくり指針等

(定義)

第42条の2 この章において、地域住民等とは、本市の一定の区域内に住所を有する者、本市の一定の区域内において事業活動を行う者、本市の一定の区域内の土地若しくは建物を所有する者及びこれらに類する者として市長が認めるものをいう。

(地域ごとの景観まちづくりの推進)

第42条の3 市及び地域住民等は、地域ごとの景観の魅力を高めていくため、それぞれが役割を担い、相互に連携しながら、地域の景観の在り方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を推進するよう努めるものとする。

(景観まちづくり指針の策定)

第42条の4 市長は、一定の地域ごとに地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針（以下「景観まちづくり指針」という。）を定めることができる。

(景観まちづくり指針に定める事項)

第42条の5 市長は、景観まちづくり指針において、次に掲げるものうち必要なものを定めるものとする。この場合において、景観まちづくり指針は、景観計画に即したものでなければならない。

節の繰下げ

活用促進景観資源も追加する。「都市」削除・規定整備

地域ごとの景観まちづくりの推進について追加する。

- (1) 景観形成の目標・方針
- (2) 景観まちづくり指針における対象区域（以下「景観まちづくり推進区域」という。）
- (3) 第1号に規定する目標・方針に基づいた良好な景観の形成のための基準（以下「地域景観形成基準」という。）
- (4) 景観まちづくり推進区域内における建築物等の建築等（工作物にあっては、新設を含む。以下同じ。）であって、第42条の8第1項の規定により市長に届け出なければならないこととする行為（以下「地域届出対象行為」という。）
- (5) 地域住民等が主体的に行う良好な景観の形成に資する活動
- (6) その他市長が必要と認める事項

（景観まちづくり指針の策定の手続等）

第42条の6 市長は、景観まちづくり指針を策定しようとするときは、当該景観まちづくり指針において定めようとしている景観まちづくり推進区域内の地域住民等と協議するものとし、当該指針の案を協働で作成するよう努めるものとする。

2 前項の規定による協議のほか、市長は、広く地域住民等の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、景観まちづくり指針を定めようとするときは、あらかじめ札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、景観まちづくり指針を定めたときは、速やかに、これを告示しなければならない。

5 前各項の規定は、景観まちづくり指針を変更し、又は廃止する場合について準用する。

（地域景観形成基準との適合）

第42条の7 景観まちづくり推進区域において、法第16条第1項若し

くは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知が必要な行為を行おうとする者は、当該行為を当該景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合させなければならない。

2 景観まちづくり推進区域において、当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行おうとする者は、当該地域届出対象行為を当該景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合させなければならない。

(景観まちづくり推進区域における届出等)

第42条の8 景観まちづくり推進区域において、当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、景観まちづくり推進区域内において当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行うことにつき、法第16条第1項の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、地域届出対象行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

4 前項後段の規定により通知をしなければならない場合において、景観まちづくり推進区域内において当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行うことにつき、法第16条第5項後段の規定による通知をしたときは、前項後段の規定による通知をしたものとみなす。

5 市長は、第3項後段の規定による通知があった場合において、良好

な景観の形成に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観まちづくり指針に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。

6 第1項の規定による届出をした者は、その届出の内容のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

7 景観まちづくり推進区域における地域届出対象行為が法第16条第7項各号（第11号を除く。）に掲げる行為に該当する場合は、第1項及び第3項後段の規定は適用しない。

8 第16条第1項の規定は、第1項又は第6項の規定による届出について準用する。

（行為の着手の制限）

第42条の9 前条第1項又は第6項の規定による届出をした者は、市長がその届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（景観法施行令第12条に規定する工事を除く。）に着手してはならない。

2 市長は、前条第1項又は第6項の規定による届出に係る行為について、当該行為の行われる景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（届出をした者に対する通知）

第42条の10 市長は、第42条の8第1項又は第6項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、当該行為の行われる景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合していると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(地域住民等の責務)

第 42 条の 11 景観まちづくり推進区域内の地域住民等は、当該景観まちづくり推進区域に係る景観まちづくり指針に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(助言、指導及び勧告)

第 42 条の 12 市長は、第 42 条の 8 第 1 項又は第 6 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、当該行為の行われる景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、第 42 条の 8 第 1 項又は第 6 項の規定による届出を行わなければならない者が当該届出をせずに当該届出を行うべき行為に着手したと認めるときは、その者に対し、当該届出をすべきことを勧告することができる。

3 第 1 項の規定による助言、指導又は勧告は、届出のあった日から 30 日以内にしなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(公表)

第 42 条の 13 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者の意見を聴かななければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困

難であると市長が認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かななければならない。この場合において、市長は、前項の規定により聴取した意見の要旨（前項ただし書に規定する場合にあつては、意見を聴取できなかった具体的な理由）を記載した書面を札幌市景観審議会に提出しなければならない。

第2節 地域景観まちづくり団体

（市民等の団体）

第42条の14 市長は、地域住民等により構成される団体であつて、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を行うことを目的とするものを、規則に定めるところにより、地域景観まちづくり団体として認定することができる。

地域景観まちづくり団体の制度を追加する。

2 前項の地域景観まちづくり団体は、景観まちづくり指針の案の作成について、市長に申し出ることができる。この場合において、第42条の6第1項中「地域住民等」とあるのは、「地域景観まちづくり団体」と読み替えて適用するものとする。

（情報提供）

第42条の15 市長は、必要と認めるときは、前条第1項の地域景観まちづくり団体に対し、同項に規定する取組を行う地域に係る地域届出対象行為等に関する情報を提供することができる。

章の繰下げ

第5章 表彰、助成等

（表彰）

第43条 市長は、都市景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物等その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

第6章 表彰、助成等

（表彰）

第43条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物等その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

都市 削除・規定整備

| | | |
|--|---|---------------------------------------|
| <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、<u>都市景観</u>の形成に著しく寄与すると認められる行為を行ったものを表彰することができる。</p> | <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、<u>良好な景観</u>の形成に著しく寄与すると認められる行為を行ったものを表彰することができる。</p> | <p>都市 削除・規定整備</p> |
| <p>(助成等)</p> | <p>(助成等)</p> | |
| <p>第44条 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産の所有者等に対し、その<u>保存等</u>のために技術的援助を行い、又はその<u>保存等</u>に要する経費の一部を助成することができる。</p> | <p>第44条 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産の所有者等に対し、その<u>保全等</u>のために技術的援助を行い、又はその<u>保全等</u>に要する経費の一部を助成することができる。</p> | <p>規定整備</p> |
| <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、<u>都市景観</u>の形成に寄与すると認められる行為を行おうとするものに対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成することができる。</p> | <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、<u>良好な景観</u>の形成に寄与すると認められる行為を行おうとするものに対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成することができる。</p> | <p>都市 削除・規定整備</p> |
| <p>第6章 都市景観審議会 (都市景観審議会)</p> | <p>第7章 景観審議会 (景観審議会)</p> | <p>章の繰下げ・審議会の名称変更</p> |
| <p>第45条 市長の諮問に応じ、<u>都市景観</u>の形成に関する重要事項を調査審議するため、<u>札幌市都市景観審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> | <p>第45条 市長の諮問に応じ、<u>良好な景観</u>の形成に関する重要事項を調査審議するため、<u>札幌市景観審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> | <p>「都市」削除・規定整備。審議会の名称変更</p> |
| <p>2～4 (省略)</p> | <p>2～4 (現行のとおり)</p> | |
| <p>5 <u>第20条、第23条、第27条第4項及び第28条第3項の規定により市長が意見を聴く事項について調査審議するため、審議会に<u>景観デザイン審査部会</u>を置く。</u></p> | <p>5 <u>第16条の2第4項（第16条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定により市長が意見を聴く事項について調査審議するため、<u>審議会に景観アドバイス部会</u>を置く。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により景観アドバイス部会の所掌に属することとされた事項については、<u>景観アドバイス部会の決定をもって審議会の決定とする。</u></u></p> | <p>景観アドバイス部会の追加</p> |
| <p>5 <u>第20条、第23条、第27条第4項及び第28条第3項の規定により市長が意見を聴く事項について調査審議するため、審議会に<u>景観デザイン審査部会</u>を置く。</u></p> | <p>7 <u>第20条、第23条、第27条第4項、第28条第3項、第42条の12第4項及び第42条の13第3項の規定により市長が意見を聴く事項について調査審議するため、審議会に<u>勧告等調整部会</u>を置く。</u></p> | <p>項の繰下げ・第5章第1節関係を追加 部会の名称の変更</p> |
| <p>6 <u>前項の規定により<u>景観デザイン審査部会</u>の所掌に属することとされた事項については、<u>景観デザイン審査部会</u>の決定をもって審議会</u></p> | <p>8 <u>前項の規定により<u>勧告等調整部会</u>の所掌に属することとされた事項については、<u>勧告等調整部会</u>の決定をもって審議会の決定とする。</u></p> | |

の決定とする。

7 第5項に定めるもののほか、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

第46条 (省略)

別表

| 区域 | 行為の内容 |
|-------------------|--|
| 景観計画重点区域以外の景観計画区域 | 次に掲げる建築物等（工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物を除く。）の新築（工作物にあっては、新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更（以下「建築等」という。）以外の行為 |
| | (1) 高さが31メートル（都市計画法第8条第3項第2号トの規定により建築物の高さの最高限度（以下この号において「高さ限度」という。）が24メートルに定められている高度地区（同法第8条第1項第3号に規定する高度地区をいう。以下同じ。）にあっては15メートル、高さ限度が27メートルに定められている高度地区にあっては18メートル、高さ限度が33メートルに定められている高度地区にあっては21メートル）を超える建築物 |
| | (2) 床面積が10,000平方メートルを超える建築物 |

9 第5項及び第7項に定めるもののほか、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

第46条 (現行のとおり)

別表

| 区域 | 行為の内容 |
|-------------------|--|
| 景観計画重点区域以外の景観計画区域 | 次に掲げる建築物等（工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物を除く。）の建築等（増築については、増築部分が次の各号に掲げる建築物等の規模である増築又は建築物が増築後において当該規模のものとなる増築に限る。）以外の行為 |
| | (1) 高さが31メートル（都市計画法第8条第3項第2号トの規定により建築物の高さの最高限度（以下この号において「高さ限度」という。）が18メートル又は24メートルに定められている札幌圏都市計画高度地区にあっては15メートル、高さ限度が27メートルに定められている札幌圏都市計画高度地区にあっては18メートル、高さ限度が33メートルに定められている札幌圏都市計画高度地区にあっては21メートル）を超える建築物 |
| | (2) 延べ面積が10,000平方メートル（都心に係る都市機能誘導区域又は都心以外に係る都市機能誘導区域の区域内にあ |

項の繰下げ・規定整備

項の繰下げ

景観計画に示すとおり、届出対象行為の見直しをする。

| | |
|--|--|
| | |
| (3) 高さが 31 メートルを超える工作物(擁壁その他これらに類するもの及び橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類するものを除く。) | |
| (4) 擁壁その他これに類する工作物でその延長が 50 メートルを超え、かつ、その高さの最高限度が 6 メートルを超えるもの | |
| (5) 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物でその延長が 50 メートルを超えるもの | |
| (6) 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の特定街区の区域内における建築物等 | |
| (7) 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の 2 の都市再生特別地区の区域内における建築物等 | |
| (8) 市街化調整区域(都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域をいう。)の区域内における同法第 34 条各号に掲げる開発行為に係る建築物等(住宅(事務所又は店舗の用途を兼ねるものうち、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、事務所又は店舗の用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートル以下のものを含む。)を除く。) | |
| (9) 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の規定による許可に係る建築物 | |

| | |
|---|---|
| | つては、5,000 平方メートル) を超える建築物 |
| (3) 壁面の長さ(建築物の敷地境界線のうち前面道路に接する部分に当該建築物を垂直投影した際の水平方向の壁面の長さをいう。) | が 50m を超え、かつ、高さが 10 メートルを超える建築物 |
| (4) 築造面積(建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 5 号に規定する築造面積をいう。) | が 2,000 平方メートルを超える工作物又は高さが 31 メートルを超える工作物(いずれも次号及び第 6 号に掲げる工作物を除く。) |
| (5) 擁壁その他これに類する工作物でその延長が 50 メートルを超え、かつ、その最高の高さが 6 メートルを超えるもの | |
| (6) 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物でその延長(橋りょうにあつては、橋長)が 50 メートルを超えるもの | (削る。) |
| | (削る。) |
| | (削る。) |
| | (削る。) |

特定届出対象行為は、第 22 条に記載するため、削る。

| | |
|------------|--|
| | (10)建築基準法第 86 条第 1 項から第 4 項までの規定による 認定又は許可に係る建築物 |
| | (11)都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条の 2 の規 定による市街地再開発事業の施行に係る建築物等 |
| | (12)国土交通大臣の定めるところにより施行される優良な建 築物の建築及びこれと一体的に行われる空地等の整備に係 る事業並びにこれらに附帯する事業であつて、市長が当該 事業の施行者に対し助成を行うものの施行に係る建築物等 （前号に規定する建築物等を除く。） |
| | (13) 建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を受け、 又は同条ただし書に規定する政令で定める規模の範囲内に おいて新築され、若しくは増築される同条に規定する建築 物 |
| | (14)札幌圏都市計画高度地区（市長が都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号の規定により定める高度地区をいう。）に係る計 画書（同法第 14 条第 1 項に規定する計画書をいう。）に基 づき市長が定める高度地区規定書の規定による許可に係る 建築物 |
| | (15)都市計画法第 12 条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進 区の区域内における建築基準法第 68 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定による認定又は許可を受けた建築物 |
| | (16)都市計画法第 12 条の 8 の規定により地区整備計画に建 築物の容積率の最高限度を定めている地区計画の区域内に おいて、周辺市街地環境の向上に寄与するものとして当該 建築物の容積率の最高限度に係る市長の認定を受けた建築 物 |
| 景観計 画重点 | (1) 法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為 (2) 次に掲げる建築物及び工作物の建築等 |

| | |
|------------|---|
| | (削る。) |
| | (削る。) |
| | (削る。) |
| | (削る。) |
| | (削る。) |
| | (削る。) |
| | (削る。) |
| | (削る。) |
| 景観計 画重点 | (1) 法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為 (2) 次に掲げる建築物及び工作物の建築等 |

| | |
|----|---|
| 区域 | <p>ア <u>工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物</u></p> <p>イ <u>本市の観光の振興、市民文化の向上、地域経済の活性化等に寄与するものとして市長が認める催しに係る仮設の建築物及び工作物</u></p> |
|----|---|

| | |
|----|--|
| 区域 | <p>ア <u>工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物</u></p> <p>イ <u>本市の観光の振興、市民文化の向上、地域経済の活性化等に寄与するものとして市長が認める催しに係る仮設の建築物及び工作物</u></p> <p>(3) <u>外観の変更を伴う大規模な修繕又は模様替以外の修繕及び模様替</u></p> <p>(4) <u>外観の過半にわたる色彩の変更以外の色彩の変更</u></p> |
|----|--|